

○ 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
<p>（業務開始届出等に添付すべき電磁的記録）</p> <p>第十条 法第四条第四項（法第九条第四項及び第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により添付することができる電磁的記録及び法第七条第二項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に係る記録媒体をいう。第百三十二条を除き、以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>（業務開始届出等に添付すべき電磁的記録）</p> <p>第十条 法第四条第四項（法第九条第四項及び第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により添付することができる電磁的記録及び法第七条第二項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 届出者の商号</p>

二 届出年月日

(電磁的記録)

第二百二十七条 法第四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(電磁的方法)

第二百二十八条 法第四十条第三項及び法第二百四十二条第五項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。)において準用する信託法第八十条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 法第三百三十二条第二項(法第四百十条第二項、第五百十一条第五項及び第五百五十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(電磁的記録)

第二百二十七条 法第四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(電磁的方法)

第二百二十八条 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 「同上」

一 「同上」

二 前条に規定するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 「略」

(検査役が提供する電磁的記録)

第三百三十二条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条 第一項に規定する電磁的記録媒体（電磁的記録に限る。）及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

「一、四 略」

「項を削る。」

(資産流動化法施行令に係る電磁的方法)

第三百三十四条 令第十一条第一項、第十八条第一項及び第四十一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 「略」

ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 「同上」

(検査役が提供する電磁的記録)

第三百三十二条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスク（電磁的記録に限る。）及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

「一、四 同上」

2|| 前項に規定する「磁気ディスク」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 日本産業規格 X 六二二三 に適合する九〇ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本産業規格 X 〇六〇六 に適合する一二〇ミリメートル光ディスク

(資産流動化法施行令に係る電磁的方法)

第三百三十四条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「略」	二 「同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	